平成２２年（フ）第１９号
栃木県鹿沼市幸町１丁目１番11号　ハウスオブ鹿沼101、前住所栃木県鹿沼市松原４丁目242番地
債務者　見目　雅晴
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２０号
栃木県宇都宮市陽東３丁目18番27号　メゾン・ラメールＢ―101
債務者　福田　公久
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２１号
栃木県日光市瀬川232番地４、前住所栃木県日光市今市408番地
債務者　杉本　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２３号
栃木県宇都宮市氷室町1619番地32、前住所栃木県宇都宮市氷室町1681番地１
債務者　川上鶴之助
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４号
栃木県宇都宮市氷室町1619番地32、前住所栃木県宇都宮市氷室町1681番地１
債務者　川上　栄子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５号
栃木県芳賀郡益子町大字塙874番地２　雇用促進住宅１―501
債務者　横塚　敬子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２６号
栃木県日光市森友419番地９　森友公園前Ａ棟、前住所栃木県日光市瀬尾758番地12
債務者　松井　一清
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２７号
栃木県宇都宮市今泉新町186番地　杉本ハイツ２―101
債務者　金澤　　宏
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２８号
栃木県宇都宮市西川田町743番地６　グレースハイツ101号
債務者　野中奈穂美
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３８５号
愛知県豊橋市富士見台１丁目13番地１　２―301
債務者　望月　和代
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第５３８号
岡山県倉敷市児島小川10丁目７番２―205号
債務者　豊森　竜二
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５３９号
岡山県倉敷市児島小川10丁目７番２―205号
債務者　豊森　由理
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６８０号
岡山県高梁市成羽町布寄2067番地、申立時の住所岡山県高梁市落合町阿部1532番地２
債務者　川辺　浩史
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５７４号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台９番８―501号
債務者　堀　　久行
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５７５号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台９番８―501号
債務者　堀　キミ子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５７６号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台９番８―501号
債務者　堀　　裕子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部